

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 2 号

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例施行規則
(平成 7 年函館市規則第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式その 1 (裏) およびその 2 (裏) 中第 1 号を削り, 第
2 号を第 1 号とし, 第 3 号から第 1 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例施行規則の規定により交付している利用者証は, 改正後の障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により交付した利用者証とみなす。

3 市長は, 前項の規定によりみなされた利用者証について, この規則の施行の日以後, 適宜改正後の規則の規定に基づき修正するものとする。